22.2.18 PT 会議資料

地方厚生局

全国知事会提言(H20.2.8) 大半の業務を地方に移譲することが可能であり、各局を廃止できる。

地方分権改革推進委員会第2次勧告 事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合する。

今回仕分け方針 「性質上、国に残すべき事務のみを残す」という原則に沿って、国に残す事務を限定

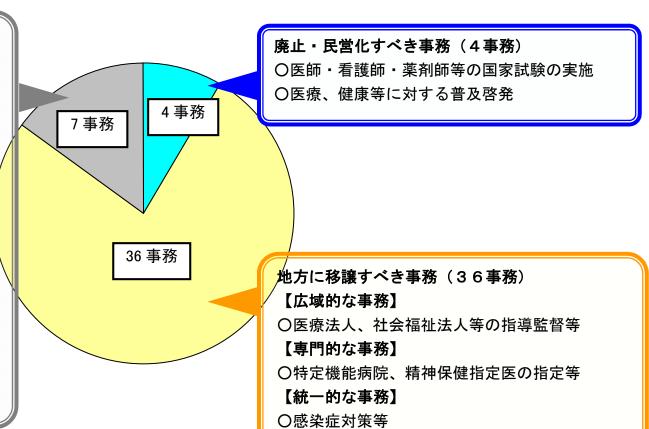
グレーゾーン(7事務)

〇健康保険、年金関係事務(5事務)

- ・ 主に組合等に対する指導監督事務であり、地域の住民福祉サービス向上に関係するものではないが、出先機関原則廃止の観点から地方移管とすべきではないか
- ・ 一方、現在、保険・年金制度全般のあり方が 議論されている。その検討状況如何によって は、国と地方の役割分担について改めて整理が 必要となる場合がある

〇医薬品の輸入等に関する事務(2事務)

・ 輸出入に関する業務については、税関との連携という視点で、引き続き国で実施すべきではないか

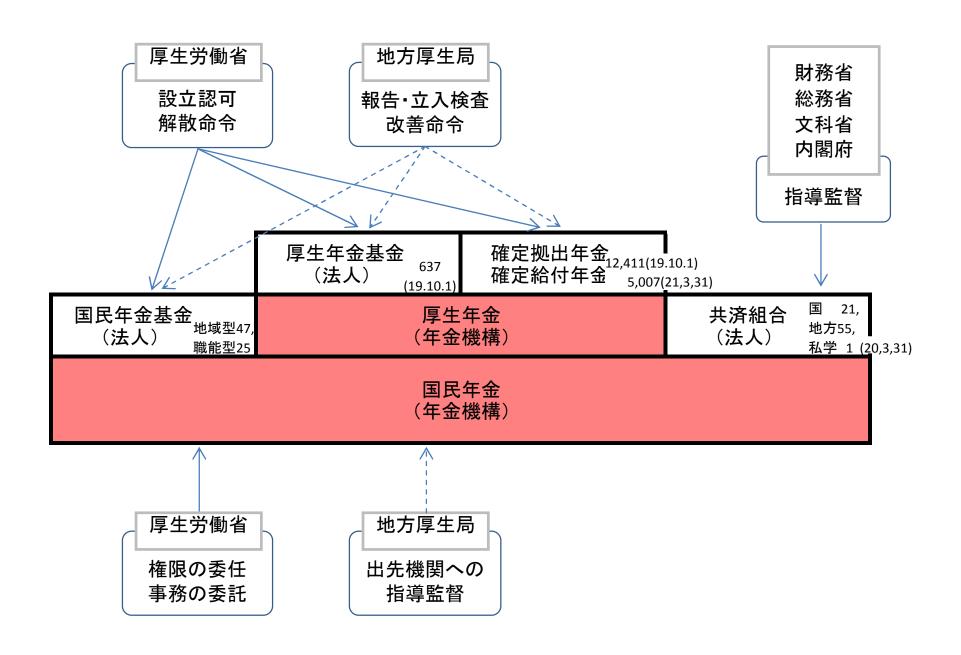


医療保険制度の種類と地方厚生局の現行の業務概要等

種類		被保険者	保険者	地方厚生局	
被用者保険(職域保険)	健康保険	民間会社の勤労者 (主に大手企業)	健康保険組合	指導監督	
	(建) 承休晚	民間会社の勤労者 臨時雇用者等	全国健康保険協会	都道府県支部への	
	船員保険	船員として船舶所有者に使用される人	全国健康保険協会	指導監督	
	共済組合	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各種共済組合	-	
国民健康保険 (地域保険)		健康保険・船員保険・共済組合等に加入し ている勤労者以外の一般住民	市町村	指導監督	県の 指導監督
		建設・医師・歯科医師・薬剤師などの同業 者組合の事業所の従業員及びその家族	国民健康保険組合	指導監督	県の 指導監督

後期高齢者医療制度	75歳以上の方および65歳~74歳で一定の 障害の状態にあることにつき後期高齢者医 療広域連合の認定を受けた人	後期高齢者医療広域連合		県の 指導監督
-----------	---	-------------	--	------------

年金事業実施主体の種類と本省・出先の役割分担



医療保険制度の種類と指導監督						
制度名		度名	保険者	加入者数 (平成20年3月末) 本人 [家族]	保険者への指導監督	
				「 家族 [」]	围	都道府県
健康保険	一般被用者	協会けんぽ	全国健康保険協会	36, 294 (19, 807 16, 488)	〇厚労省 (一部地方厚生局へ委任)	
		組合	健康保険組合 1,518	30, 860 (15, 871 14, 989	〇厚労省 (地方厚生局へ委任)	
	第	康保険法 53条第2項 被保険者	全国健康保険協会	18 (11 7)	〇厚労省 (一部地方厚生局へ委任)	
	船員保険		全国健康保険協会	157 (63 95)	〇厚労省 (一部地方厚生局へ委任)	
各種共済	国家公務員		21共済組合	9, 374	〇財務省	
	地方公務員等		55共済組合		〇総務省 (地共済等) 〇文科省	
			55共겨和日	(4, 397 4, 977)	(公立学校共済) 〇内閣府 (警察共済)	
	私学教職員		1事業団		〇文科省	
国民健康保険	農業者 自営業者等 被用者保険の退職 者		市町村 1,804	50, 724 市町村 46, 881 国保組合 3, 843	〇厚労省 (地方厚生局へ委任)	0
			国保組合 165		〇厚労省 (地方厚生局へ委任)	0
			市町村 1,804		〇厚労省 (地方厚生局へ委任)	0

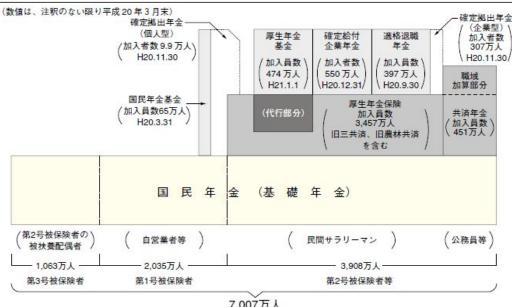
長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)	[運営主体] 後期高齢者医療 広域連合	13,075 (平成20年4月末)	〇厚労省 (地方厚生局へ委任)	0

【出典】

平成21年度厚生労働白書に基づき作成 「指導監督」欄は、関係法令の規定より抽出

年金制度の概要

- ○我が国では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1 階部分)
- ○民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金又は共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を 受ける。(2階部分)
- ○このほか、個人や企業の選択で、厚生年金基金などに加入することができる。(3 階部分)



7,007万人

【出典】